

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**平成 29 年 7 月 12 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700042 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700130 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日まで

私は、請求期間に A 社から 70 万円以上の報酬月額が支払われていたが、B 事務所が健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の作成・提出を行っていたため、当該期間の標準報酬月額が誤って 50 万円と届け出られていたことは知らなかつた。当該報酬から標準報酬月額 62 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る標準報酬月額を 62 万円に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 50 万円と記録されていることが確認できる。

一方、請求者から提出された給料支払い明細書（控）により、請求期間に A 社から請求者に 70 万円以上の報酬月額が支払われ、当該報酬からおおむね標準報酬月額 62 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書きでは、特例対象者（請求者）が、当該事業主が請求者に係る厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A 社に係る商業登記簿謄本により、請求者は同社の取締役であることが確認できる上、オンライン記録により、請求者は同社の事業主であることが確認できる。

また、B 事務所の担当者は、A 社に係る平成 24 年、平成 25 年及び平成 26 年の算定基礎届について、自身がこれらを作成したが、同社に係る事業主印は事業主である請求者が保管しており、当該届書への事業主印の押印にあたっては、請求者から事業主印を手渡されていた旨陳述している。

さらに、日本年金機構C事務センターは、平成24年、平成25年及び平成26年の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書について、B事務所ではなくA社へ郵送したと回答している。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。